

Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S. Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893,
E-mail : japanclubygn@gmail.com ホームページ <http://yja-myanmar.org/>



2022年6月28日

「ヤンゴン日本人会」 会則付則 「会計規則」

1. 会費の種類

会費は法人会費及び個人会費とする。

2. 会費の額

法人会員会費

[日本の親会社が上場及びそれに準ずる企業] 年額: 1法人当たり650米ドル

[その他の企業等] 年額: 1法人当たり350米ドル

個人会員会費

[一般会員] 年額: 満 18 歳以上、1人当たり60米ドル

[学生会員] 免除。

[法人代表] 免除。

[家族会員] 免除。 同一生計内の個人会員の配偶者。

3. 会計年度及び会費の徴収方法

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とし、6月10日(又は役員会において別の日を定めた場合にはいずれか遅い日)迄に年額をジャパン・クラブに一括前納するものとする。会費はUSD 払いを原則とし、ジャパン・クラブで現金で支払うか、或いは銀行送金、クレジットカード支払いするものとする。

上記にかかわらず、金融規制などを含む環境変化により支払方法・通貨などについて役員会の決議により変更することができる。但し、当該変更は暫定的なものであり、状況が従前同様になった場合には役員会の決議により当該変更をもとに戻すものとする。

4. 中途入会・中途退会

入会当月から起算した月割り計算ベースでの当該年度分を一括前納するものとする。支払いの際、小数点以下の端数は切り上げとする。年度の中で退会しても、会費の払い戻しはしないものとする。

以上

1980年4月 1日 改定	1982年4月 1日 改定	1990年4月24日 改定	1991年4月22日 改定
1994年4月 1日 改定	1996年4月24日 改定	1998年4月24日 改定	2005年10月 10日改定
2008年4月 8日 改定	2009年4月 7日 改定	2011年6月28日 改定	2014年3月11日 改定
2014年12月16日改定	2020年4月28日 改定	2022年6月28日 改定	